

三医会々則

昭和 53 年 6 月制定

第 1 条 名称

本会を三医会と称する。

第 2 条 目的

本会は会員相互の親睦とゴルフの精神、技術両面の向上を図るを目的とする。

第 3 条 会員

1. 本会の正会員は小郡三井医師会員とする。(A 及び B 会員)
2. 本会の主旨に賛同する者は准会員とする。

第 4 条 入会及び退会

本会に入会或いは退会せんとする者は、会長の承認を得るものとする。

第 5 条 役員及び幹事

1. 会長 1 名 (医師会長)
副会長 1 名 (ゴルフ部長)
競技、兼ハンディ委員 2 名
会計 1 名
監査 1 名
2. 役員の任期は 2 年とし重任、再任を妨げない。
3. 役員の改選は総会において互選とする。
4. 当番幹事は前回の優勝者及び B B 者とする。

第 6 条 会費

1. 正会員は毎年会費を納入しなければならない。
2. 会計年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

第 7 条 総会

1. 総会は年 1 回開催する。
2. 会長は必要ある時、臨時総会を開催できる。
3. 総会は委任状を含み会員の 1 / 2 以上の出席により成立する。
4. 総会の議決は出席者の 1 / 2 以上の同意を要する。

第 8 条 会則の改正

会則、細則の改正は総会の議決を要する。

細 則

1. 会費

- 1) 正会員の会費は年額 12,000 円とする。
- 2) 会費は毎年 4 月に一括納入し、中途参加は比例割とする。
- 3) 准会員は、家族、各種団体員等とし、年会費は徴収しない。
- 4) 当日会費はその都度徴収する。

2. 競技会

- 1) 競技会は原則として年に 4 回行う。(4 月 7 月 12 月 2 月)
- 2) 両筑ゴルフ会は毎年 9 月に行い、別回数とする。

3. 競技方法

- 1) 日本ゴルフ協会のルールの外に当該ゴルフ場のローカルルールを適用する。
- 2) J G A 又は G U K の H D C を優先する。

4. 順位

- 1) 初参加はトライアルとする。
- 2) 同成績の時は年長者勝とする。

5. H D C

- 1) H D C の下限は 36 とする。
- 2) 優勝者の新 H D C は 2 割アップ+アンダーパーの 1 / 2 とする。
- 3) H D C は 2 年毎に取切戦後にオフィシャルハンディに戻る。

6. 賞

賞の内容は内規による。金額等は役員に一任する。

7. 会長杯取切戦

- 1) 原則として隔年行う。
- 2) 優勝者のみに参加資格あるものとする。
- 3) H D C はオフィシャルにて行う。

一部改訂 昭和 57 年 2 月 12 日

一部改訂 平成 11 年 5 月 9 日

【役員（平成 15 年度）】

会長：丸山 副会長（部長）：山下（拓） 競技兼ハンディ委員：蒲池・柳
会計：富安 監査：渡辺

内 規

優勝

準優勝

3 位賞

4 位賞

5 位賞

ラッキーセブン賞

ブービー賞

敢闘賞

ドラコン賞（2 人）

ニヤピン賞（4 人）

平和賞（1 人）（ロースコア）

大波賞（1 人）（ロースコア）

参加賞

平成 11 年 5 月 9 日